

2014年12月24日

お客様各位

シーティーシー・エスピー株式会社

【HULFT】技術サポート料金(保守料金)差額改定ルールのお知らせ

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。セゾン情報システムズ社より、ライセンスの変更や追加に伴い、技術サポート締結期間中(保守期間中)に技術サポートサービス料金(保守料金)が変更になる場合の差額ルールをよりわかりやすくシンプルにご提供できるよう改善した旨、下記のルール変更の通知がございましたので、ご案内致します。詳細につきましては、下記をご参照頂きますようお願いいたします。

敬具

－ 記 －

1) 対象

<技術サポート料金変更になるケース>

- ・グレードアップ
例：M グレードから EX グレードへの変更
- ・バージョンアップ (ライセンス料金が変わる場合)
- ・オプションの追加購入
- ・クラスタの構成変更 例：CL2 本目から CL1 本目への変更

<対象製品>

HULFT Series 製品 (HDC·EDI を除く)

2) 技術サポート料変更後の差額

	サポート契約締結の場合	サポートパック購入の場合 (※通常弊社からの購入はサポートパックでの購入となります。)
これまでのルール	変更の翌月から契約満了までの期間の差額が、 月単位 で発生	差額は発生せず、次回更新時から変更後のサポート料に変更
	↓	↓
変更後のルール	サポート契約、サポートパックともに、 (1) サポート期間が1年の場合 ・差額が発生せず、次回更新時から変更後のサポート料に変更 (2) サポート期間が1年を超える場合 (例)：3年契約、3年 or 5年サポートパック ・変更の翌月から期間満了まで12か月ある場合は、期間満了までの差額が 年単位 で発生 ※変更の翌月から満了日までの期間が12か月未満の場合には差額は派生いたしません。その場合は、次回更新時から変更後のサポート料金に変更となります。	

3) 改訂日

2015年1月5日 (セゾン情報システムズ社注文受付分より)

※ 改訂日以降、技術サポート料金変更のご注文をする場合に適用されます。

(参考) 差額の算出方法

技術サポート料金の差額請求料金について

・差額請求の対象期間はライセンス変更の次の年から契約の満了までとなります。

【金額算出方法】
 [変更後の技術サポート料金(新価格)] - [変更前の技術サポート料金(旧価格)] = (A)

サポートバック3年の場合 (A) ÷ 3年 × 残存年数 = ご請求額
 サポートバック5年の場合 (A) ÷ 5年 × 残存年数 = ご請求額 10円単位を四捨五入

<例> HULFT7 for UNIX-I を HULFT8 for Standardへバージョンアップ(サポートバック3年)

サポート契約締結 (サポート料: ¥214,000) バージョンアップ 出荷 サポート契約更新 (サポート料: ¥428,000)

2015/10/1 2016/8/1 2016/10/1 2017/10/1 2018/9/30

ライセンス変更

残期間 28ヶ月

差額請求対象期間 24ヶ月 = 2年

請求額計算方法
 (¥428,000 - ¥214,000) = ¥214,000
 ¥214,000 ÷ 3年 × 2年 = **¥142,700(請求額)**

■ 本件に関するお問い合わせ先

【本案内・保守契約に関するお問い合わせ先】

シーティージー・エスピー 株式会社
 業務サービス部 サービス営業推進課
 E-mail : sphoshu@ctc-g.co.jp

以上